

# 隣の土地から境界を越えて伸びてきた枝にお困りの方

**変更1** (原則は、木の所有者に枝を切ってもらう必要がありますが)

越境された土地の所有者は、状況により枝を切ることができます！



**変更2** 竹木が複数人の共有物である場合、その一人から許可を取れば、越境された土地の所有者が枝を切ることができます！

民法改正

(令和5年4月施行)

手続きが簡略化

これまでは、隣の土地から境界を越えて木の枝が自分の土地へ伸びてきた場合、所有者に切ってもらうか、裁判を起し切除を命ずる判決を得てから強制執行の手続きをとる必要がありました。

令和5年4月からは改正民法が施行され、これらの手続きが簡略化され、越境された土地の所有者による枝の切り取りができるようになりました。

詳細は裏面をご覧ください！

【問い合わせ先】相模原市住宅課 電話：042-769-9817

メール：jutaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

## 変更1 土地の所有者による枝の切取りができるようになりました！

越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切り取らせる必要があるという原則を維持しつつも、次のいずれかの場合には、枝を自ら切り取ることができるようになりました。

(新民法第 233 条第 3 項)

- ①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内（※）に切除しないとき

※基本的には **2週間** と考えられています。

- ②竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ③急迫の事情があるとき

なお、越境した枝を切り取るのに必要な範囲で、隣地を使用することができます。

(新民法第 209 条)

越境した枝の切取り等の判断に悩まれた場合には、事前に弁護士等へご相談ください。

【相談先】 緑区役所市民相談室 電話 042-775-1773  
中央区役所市民相談室 電話 042-769-8230  
南区役所市民相談室 電話 042-749-2171



出典：法務省ウェブサイトの一部を抜粋  
(<https://www.moj.go.jp/content/001393330.pdf>)

## 変更2 竹木が共有物である場合の切取りのルールが変わりました！

竹木が共有物である場合には、各共有者が越境している枝を切り取ることができるようになりました。(新民法第 233 条第 2 項)

**つまり** 竹木の共有者の一人から承諾を得れば、越境された土地の所有者等が枝を切り取ることができるようになりました。

### 【近隣の空家等でお困りの方】

適切な管理がされていない空家等の相談は、各区の地域振興課にてお受けいたします。

- ・緑区役所地域振興課 電話 042-775-8801
- ・中央区役所地域振興課 電話 042-769-9801
- ・南区役所地域振興課 電話 042-749-2135

※単に空家から生えた竹木の枝が自分の敷地に侵入する等、影響の範囲が限定的な相隣問題については、行政が介入できない場合があります。(行政の民事不介入)